[事案 2019-161] 既払込保険料返還等請求

•令和2年3月5日 裁定終了

<事案の概要>

転換時の募集人の説明義務違反等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成16年5月に契約した終身保険が、平成28年3月に転換されていたが、以下の理由により、募集人の説明義務違反等があったので、既払込保険料を返してほしい。

- (1)転換に際し募集人と面談した記憶はなく、募集人からの電話で、毎月の保険料が値上がりすることを知った以外には説明を受けていないので、転換されたことを知らなかった。
- (2)契約書類には、明らかに自分の自署ではない署名が存在している。申込日とされている日には買い物に出かけていたので、面談も自署もすることはできない。自分の筆跡であることは、保険会社が第三者機関によって証明する必要がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の子の自宅において、申立人親子と面談して、設計書等により保障見直しの内容を説明したところ、申立人は、募集人の面前で契約書類に自署し申込みを行った。
- (2)募集人の当時のスケジュール帳にも、申立人との面談予定が手書きで記載されており、同日、同席していた申立人の子も別の契約に申し込んでいる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。